

# 2017 年度国費外国人留学生（研究留学生）募集要項（大学推薦）

文部科学省は、大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生（一般枠、特別枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠））を下記のとおり募集する。

## 記

### 1 応募者の資格及び条件

- (1) 対象：大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者（※）。  
※直近 2 年間の学業成績が 2.30 以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者をいう。
- (2) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。
- (3) 年齢：原則として 1982 年 4 月 2 日以降に出生した者。ただし、ヤング・リーダーズ・プログラム修了生が博士後期課程に入学する場合はこの限りではない。
- (4) 学歴：渡日時までに、日本の大学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者。  
なお、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、以下に該当する者とする。
  - ① 学校教育における 16 年（医学、歯学、獣医学及び 6 年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、18 年）の課程を修了した者。（見込みの者を含む。）
  - ② 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳（医学、歯学、獣医学及び 6 年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、24 歳）に達した者。（見込みの者を含む。）

（注）上記以外の資格により日本の大学院入学資格を有する者を含む。（見込みの者を含む。）

なお、博士課程修了者については、学位取得を目的としない者は、原則、応募不可とする。
- (5) 専攻分野：大学において専攻した分野、またはこれに関連した分野とする。受入大学で研究が可能な分野であること。
- (6) 日本語能力：十分な日本語能力を必要とする研究分野（日本語学、日本文学、日本歴史、日本法制等）については、日本語能力の不十分な者は、特別の事情がない限り採用しない。
- (7) 健康：日本留学にあたって心身ともに支障がないと大学が判断した者。
- (8) 渡日時期：4 月期の場合、原則として 2017 年 4 月 1 日から 4 月 7 日までの間に渡日可能な者。10 月期の場合、原則として受入大学が定める同年の各学期の始まる最初の日（9 月もしくは 10 月）から数えて前後 2 週間のうち、受入大学が指定する期日。
- (9) 査証取得：原則として、渡日前に「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。査証については、国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者は、在留資格変更時点で国費外国人留学生としての資格を喪失するので留意すること。
- (10) 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力

することで、自国と日本との関係の向上に努めること。

(11) その他：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時において、現役軍人または軍属の資格の者。
- ② 受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生で、終了後採用時まで3年以上の教育研究の経歴がない者。ただし、帰国後、在籍大学を卒業した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生が、研究留学生として応募する場合はこの限りではない。
- ④ 現在、日本政府（文部科学省）奨学金制度による他のプログラム（教員研修留学生等）との重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、または在籍予定の者。ただし、申請時に日本に留学中の私費外国人留学生であっても、修了し本制度による奨学金支給期間開始までに一度帰国することが確実な者はこの限りではない。
- ⑥ 渡日後に日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構、日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。（これまで日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き、2017年度の10月期の学期以降も在籍予定の者も含む。）
- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 申請時から日本以外でのフィールドワーク、インターンシップ等を希望している者。

## 2 奨学金支給期間

奨学金支給期間は渡日後に在籍する課程によって以下のように異なる。

なお、大学が定める各学期の始まる日等の関係から、教育研究指導の観点により、これによりがたい時期に採用される者については、文部科学省が別途指定する期間とする。

(1) 渡日後、研究生、科目等履修生、聴講生等（以下「研究生等（非正規生）」）として在籍する場合は、原則として以下の通りとする。

- ① 2017年10月に渡日する場合：2017年10月から2019年3月までの最長1年6か月  
上記以外の渡日の場合は、別途文部科学省にて決定する。

※2017年4月渡日は特別枠のみが対象となるため、非正規生として在籍する者の採用はない。

(2) 渡日後、大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する場合は、それぞれの正規の課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）とする。ただし、一貫制博士課程にあっては1年次から2年次までを修士課程として、3年次から5年次を博士課程として奨学金支給期間を取り扱う。

(3) 特別枠において研究留学生として採用するのは、プログラムの形態として認められた課程であって、当初在籍する課程の修業年限内とする。ただし、博士課程進学（一貫制博士課程の場合は3年次進学）の際は奨学金支給期間の延長申請が必要となる。修士課程のみのプログラムにおいては、博士課程進学に伴う奨学金支給期間の延長をすることはできない。

(4) SATREPS 枠において採用するのは、原則として、博士後期課程（一貫制博士課程の場合は3年次）とし、非正規課程への在籍は認めない。ただし、国費外国人留学生制度及び SATREPS 事業の趣旨、候補者が参画する研究課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される

場合は、受け入れ後1年以内に博士後期課程へ入学することを前提条件として、非正規課程での在籍を認めることとする。

- (5) e-ASIA 共同研究枠において採用するのは、原則として、博士後期課程（一貫制博士課程の場合は3年次）とする。なお、国費外国人留学生制度及びe-ASIA JRP事業の趣旨、候補者が参画する研究課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合は、修士課程もしくは専門職学位課程並びに博士前期課程（一貫制博士課程の場合は1年次）における採用も認める。また、原則として、非正規課程への在籍は認めないが、上記と同様に判断される場合は、非正規課程への在籍も認めることとする。
- (6) 研究生等（非正規生）から大学院の正規課程に、あるいは大学院修士課程または専門職学位課程から博士課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす、特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、全員が必ず認められるものではなく、以下の点に留意すること。
- ① 研究生等（非正規生）として奨学金支給期間を延長することはできない。
  - ② 進学に伴う奨学金支給期間の延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は、奨学金の支給を取り止める。（ただし、私費外国人留学生として進学または在籍することは可能。）
  - ③ 研究生等（非正規生）として在籍する期間内に正規課程の試験に合格できない場合、奨学金支給期間の延長をすることができない。
  - ④ 研究生等（非正規生）から大学院の正規課程に進学希望の者で奨学金支給期間の延長申請に採用されたものの、延長を行わずに帰国する場合（正規試験に不合格する等）は、原則として帰国旅費を支給しないので、延長申請をする際には十分留意すること。
  - ⑤ 研究生等から大学院の正規課程へ進学する場合及び大学院修士課程または専門職学位課程から博士課程に進学する場合、他大学の大学院への進学は認めない。

### 3 奨学金等

- (1) 奨学金：月額143,000円（研究生等（非正規生））、144,000円（修士課程及び専門職学位課程）、145,000円（博士課程）（特定の地域において、修学・研究する者に対し、月額2,000円または3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある）を支給する。ただし、大学を休学または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

なお、次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。（なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
- ⑤ 学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、定められた奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

## (2) 旅費

- ① 渡日旅費：文部科学省または大学は、原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、または受入大学が通常の経路で日本に到着する際の国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）等は留学生の自己負担とする。（「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る。）とする。）
- ② 帰国旅費：文部科学省または大学は、奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、または受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。

(注1) 2 奨学支給期間に記載しているとおり、研究生等（非正規生）から大学院の正規課程に進学希望の者で奨学金支給期間の延長申請を行ったものの、延長を行わずに帰国する場合は、原則として帰国旅費を支給しないので延長申請をする際は十分留意すること。

(注2) 渡日及び帰国旅行の際の保険金等は、留学生の自己負担とする。

(注3) 奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(注4) 2014年度の大学推薦より、一般枠について大学が旅費を負担する採用者枠を設定している。具体的な推薦方法は推薦枠と共に後日通知する。

(3) 授業料等：大学における入学検定料、入学金及び授業料等は当該大学が負担する。

## 4 推薦手続き及び選考

- (1) 推薦：各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、推薦枠ごとに順位を付した上で別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。一般枠及び特別枠の推薦の際には、可能な限り「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」を踏まえ、重点地域に配慮して申請すること。SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠の場合は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施する事前審査において認められた者のみとする。特別枠における連合大学院が実施するプログラムについては、設置大学より推薦すること。
- (2) 選考：各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。  
なお、採用候補者決定後、各大学長は、各在外公館と連絡を取るよう採用候補者に指示すること。

### (3) 提出書類等

- ① 大学において作成し、文部科学省へ提出するもの（公文書へ添付し、それぞれ正本を1部提出すること）
  - ア 国費外国人留学生（研究留学生）推薦調書（別紙様式1）
  - イ 推薦者一覧（別紙様式2）
  - ウ 総合成績評価報告書（別紙様式3）
  - エ 調査書（別紙様式4）【一般枠】
  - オ 学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程（別紙様式5）【一般枠・特別枠】
- ② 大学が本人より取り寄せて文部科学省へ提出するもの（正本を1部提出すること）
  - ア 申請書（別紙様式6）
  - イ 専攻分野及び研究計画（別紙様式7）

ウ 写真（最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データ可）

③ 大学が本人より取り寄せて大学内で保管するもの（写しをそれぞれ1部保管すること。）

ア 本人の国籍身分を証明する書類（例えば、パスポートの写し、本国の戸籍謄本、市民権等の証明書の写し）

イ 最終出身大学（学部又は大学院）の成績証明書（出身大学で発行したもの）

ウ 最終出身大学（学部又は大学院）の卒業（見込）証明書または学位記

エ 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績

オ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（受入れ予定大学長あてのもの）

カ 論文概要等（論文内容を簡潔にまとめたもの）

キ 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（例えば、TOEFL、TOEIC等）

④ その他

ア これらの書類は、日本語または英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4判に統一して作成すること。

イ 提出書類は一切返却しない。

ウ 提出書類の内容については、大学は責任を持って確認すること。上記の申請書がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、または付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。

（採用以降に不備が判明した場合は採用を取り消すことがある。）

エ 提出期日（当日必着）を過ぎたものは、一切受理しない。

オ 国によっては卒業証明書等の発行を代行行政官官署等によって行う場合があるが、出身大学等への確認を行うなど、証明の内容確認に万全を期すこと。

カ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて提出できるよう適切に管理すること。

## 5 募集締切及び結果通知

### （1）2017年4月に渡日する場合（特別枠のみ）

募集締切：2017年1月5日（木）必着

結果通知：2017年2月下旬（予定）

※各大学長宛に文書をもって通知を行う。文部科学省から本人への通知は行わない。

### （2）2017年10月に渡日する場合（すべての枠）

募集締切及び結果通知の期日については、別途事務連絡にて通知する。

## 6 注意事項

（1）受入大学は留学生が渡日する前に、奨学金支給期間、奨学金支給条件、渡日時期及び渡日方法（留学ビザの取得方法等）について周知徹底すること。また、渡日に先立ち、日本語を学習するよう指導し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ周知すること。

（2）各大学における学事上の取扱いについては、事前に十分指導すること。

（3）例年、進学に伴う奨学金支給期間延長の手続きを失念する例が多発しているため、各大学においては遺漏のないよう十分な管理体制を取ること。

（4）渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。

（5）渡日後、留学生を必ず国民健康保険に加入させること。

（6）大学推薦により採用された者の宿舍、日本語教育等については、受入れ大学の責任において斡旋実施すること。

（7）採用候補者として決定された者であっても、本国の事情により、出国が不可能となること

があるので、大学としても予め状況を把握しておくこと（特に、中国、ロシア、ミャンマー、国籍国に在外公館が存在しない場合等は出国許可、旅券取得に相当の時間を要する場合がありますので確認しておくこと）。

- (8) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））は、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関に共有される。また、生年月日及び連絡先以外の採用者に関する情報は、外国人留学生の受入れ促進に向けた広報として、日本政府が作成する資料において、日本留学後、世界各国で活躍している者を紹介するために、公表する場合がある。国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。
- (9) 退去強制処分を受け、再入国が難しい候補者を推薦した場合、この者の採用を取り消すので注意すること。
- (10) 留学査証の申請に係る便宜供与依頼については、国籍を有する国以外の在外公館には行わないので、国籍国以外の在住の者については、各大学の責任において手続きを行うこと。
- (11) 上記の他、推薦に関する留意事項及び詳細は、別紙「推薦に当たっての留意事項」によること。
- (12) この募集要項等に定めるもののほか、国費外国人留学生制度実施に必要な事項は日本政府が別に定める。